

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成 28 年5月 27 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500126号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600005号

第1 結論

請求者のA社における、平成6年2月1日から同年5月1日までの期間、同年7月1日から同年10月1日までの期間、平成9年11月1日から平成15年9月1日までの期間及び平成18年7月1日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成6年2月の標準報酬月額を26万円から30万円に、同年3月の標準報酬月額を26万円から32万円に、同年4月及び同年7月から同年9月までの標準報酬月額を26万円から28万円に、平成9年11月から平成10年3月までの標準報酬月額を28万円から32万円に、同年4月から同年6月までの標準報酬月額を20万円から30万円に、同年7月の標準報酬月額を20万円から28万円に、同年8月の標準報酬月額を20万円から30万円に、同年9月の標準報酬月額を20万円から28万円に、同年10月及び同年11月の標準報酬月額を18万円から30万円に、同年12月の標準報酬月額を18万円から28万円に、平成11年1月から同年5月までの標準報酬月額を18万円から30万円に、同年6月及び同年7月の標準報酬月額を18万円から28万円に、同年8月から平成12年2月までの標準報酬月額を18万円から30万円に、同年3月及び同年4月の標準報酬月額を18万円から28万円に、同年5月から同年7月までの標準報酬月額を18万円から30万円に、同年8月から平成13年6月までの標準報酬月額を20万円から30万円に、同年7月の標準報酬月額を20万円から28万円に、同年8月から平成14年7月までの標準報酬月額を20万円から30万円に、同年8月の標準報酬月額を20万円から32万円に、同年9月の標準報酬月額を20万円から34万円に、同年10月から平成15年8月までの標準報酬月額を22万円から34万円に、平成18年7月の標準報酬月額を28万円から34万円に訂正する。

平成6年2月から同年4月まで、同年7月から同年9月まで、平成9年11月から平成15年8月まで及び平成18年7月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成6年2月から同年4月まで、同年7月から同年9月まで、平成9年11月から平成15年8月まで及び平成18年7月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 2 月 12 日から平成 25 年 9 月 1 日まで

A社の事業主が、社会保険の届出に係る報酬月額を実際の給与額より低額で届出をしていた期間があり、問題解決がされないまま、会社は倒産し解雇された。所持している給料支払明細書等を提出するので、調査の上、請求期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給料支払明細書によると、請求者が、請求期間のうち、平成 6 年 2 月から同年 4 月まで、同年 7 月から同年 9 月まで、平成 9 年 11 月から平成 15 年 8 月まで及び平成 18 年 7 月において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額を超える標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、平成 6 年 2 月は 30 万円、同年 3 月は 32 万円、同年 4 月及び同年 7 月から同年 9 月までは 28 万円、平成 9 年 11 月から平成 10 年 3 月までは 32 万円、同年 4 月から同年 6 月までは 30 万円、同年 7 月は 28 万円、同年 8 月は 30 万円、同年 9 月は 28 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 30 万円、同年 12 月は 28 万円、平成 11 年 1 月から同年 5 月までは 30 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 28 万円、同年 8 月から平成 12 年 2 月までは 30 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 28 万円、同年 5 月から平成 13 年 6 月までは 30 万円、同年 7 月は 28 万円、同年 8 月から平成 14 年 7 月までは 30 万円、同年 8 月は 32 万円、同年 9 月から平成 15 年 8 月まで及び平成 18 年 7 月は 34 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、元事業主は、社会保険事務を適切に行っていなかった時期があり、保険料の納付は、社会保険事務所（当時）から届く納付書に記載された額を納付していたことを認めていることから、請求者から提出された給料支払明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保

険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成5年10月から平成6年1月まで、同年5月及び同年6月、同年10月から平成9年10月まで、平成15年9月から平成18年6月まで及び同年8月から平成25年8月までの期間については、請求者から提出された給料支払明細書によると、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることが認められることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、請求期間のうち、昭和62年2月から平成5年9月までの期間について、請求者は、当該期間に係る給料支払明細書等の給与支給額及び保険料控除額について確認できる資料を所持しておらず、元事業主は、「従業員の個人情報に係る書類等は、会社の破産開始決定後に全て廃棄したので、請求者の請求期間に係る給与支給額や保険料控除額を確認できる資料は残っていない。」旨陳述している。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料（源泉徴収票、確定申告書及び所得証明書等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500128号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600006号

第1 結論

請求者のA社における平成2年2月1日から同年4月1日までの期間、同年5月1日から同年6月1日までの期間、平成10年4月1日から平成15年9月1日までの期間、平成18年9月1日から平成19年9月1日までの期間及び平成20年9月1日から平成21年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成2年2月、同年3月及び同年5月の標準報酬月額を15万円から17万円に、平成10年4月から同年9月までの標準報酬月額を16万円から22万円に、同年10月の標準報酬月額を15万円から22万円に、同年11月から平成11年3月までの標準報酬月額を15万円から24万円に、同年4月から同年9月までの標準報酬月額を15万円から22万円に、同年10月から平成12年7月までの標準報酬月額を13万4,000円から22万円に、同年8月及び同年9月の標準報酬月額を15万円から22万円に、同年10月から平成13年5月までの標準報酬月額を15万円から24万円に、同年6月の標準報酬月額を15万円から22万円に、同年7月から同年9月までの標準報酬月額を15万円から24万円に、同年10月及び同年11月の標準報酬月額を17万円から26万円に、同年12月の標準報酬月額を17万円から24万円に、平成14年1月から同年6月までの標準報酬月額を17万円から26万円に、同年7月の標準報酬月額を17万円から24万円に、同年8月の標準報酬月額を17万円から26万円に、同年9月の標準報酬月額を17万円から24万円に、同年10月から平成15年8月までの標準報酬月額を17万円から26万円に、平成18年9月から平成19年8月までの標準報酬月額を24万円から26万円に、平成20年9月から平成21年1月までの標準報酬月額を26万円から28万円に訂正する。

平成2年2月、同年3月、同年5月、平成10年4月から平成15年8月まで、平成18年9月から平成19年8月まで及び平成20年9月から平成21年1月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成2年2月、同年3月、同年5月、平成10年4月から平成15年8月まで、平成18年9月から平成19年8月まで及び平成20年9月から平成21年1月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 3 月 26 日から平成 25 年 10 月 1 日まで
国の年金問題からねんきん特別便が送られるようになり、A社に勤務していた期間のうち、平成 10 年 4 月から平成 15 年 8 月までの期間について、事業主が意図的に報酬月額を低く届け出ていることが分かった。
事業主も解決すると言いながら未解決のまま会社は倒産し解雇された。
については、一月分欠けているが、請求期間の給料支払明細書を提出するので、調査の上、請求期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給料支払明細書によると、請求者が、請求期間のうち、平成 2 年 2 月、同年 3 月、同年 5 月、平成 10 年 4 月から平成 15 年 8 月まで、平成 18 年 9 月から平成 19 年 8 月まで及び平成 20 年 9 月から平成 21 年 1 月までの期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額を超える標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、平成 2 年 2 月、同年 3 月及び同年 5 月は 17 万円、平成 10 年 4 月から同年 10 月までは 22 万円、同年 11 月から平成 11 年 3 月までは 24 万円、同年 4 月から平成 12 年 9 月までは 22 万円、同年 10 月から平成 13 年 5 月までは 24 万円、同年 6 月は 22 万円、同年 7 月から同年 9 月までは 24 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 26 万円、同年 12 月は 24 万円、平成 14 年 1 月から同年 6 月までは 26 万円、同年 7 月は 24 万円、同年 8 月は 26 万円、同年 9 月は 24 万円、同年 10 月から平成 15 年 8 月までは 26 万円、平成 18 年 9 月から平成 19 年 8 月までは 26 万円、平成 20 年 9 月から平成 21 年 1 月までは 28 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、元事業主は、社会保険事務を適切に行っていなかった時期があり、保険料の納

付は、社会保険事務所（当時）から届く納付書に記載された額を納付していたことを認めていることから、請求者から提出された給料支払明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、昭和 63 年 3 月から平成 2 年 1 月まで、同年 4 月、同年 6 月から平成 10 年 3 月まで、平成 15 年 9 月から平成 18 年 8 月まで、平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月まで及び平成 21 年 2 月から平成 25 年 9 月までの期間については、請求者から提出された給料支払明細書によると、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることが認められることから、当該期間については、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500134号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600008号

第1 結論

請求者のA社における平成4年5月1日から同年7月1日までの期間、同年9月1日から同年10月1日までの期間、平成5年3月1日から同年6月1日までの期間、同年9月1日から同年10月1日までの期間、平成10年4月1日から平成15年9月1日までの期間及び平成18年9月1日から平成19年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成4年5月の標準報酬月額を12万6,000円から18万円に、同年6月の標準報酬月額を12万6,000円から15万円に、同年9月の標準報酬月額を18万円から19万円に、平成5年3月及び同年4月の標準報酬月額を17万円から19万円に、同年5月及び同年9月の標準報酬月額を17万円から18万円に、平成10年4月から同年8月までの標準報酬月額を14万2,000円から20万円に、同年9月の標準報酬月額を14万2,000円から19万円に、同年10月及び同年11月の標準報酬月額を14万2,000円から22万円に、同年12月の標準報酬月額を14万2,000円から20万円に、平成11年1月の標準報酬月額を14万2,000円から22万円に、同年2月の標準報酬月額を14万2,000円から20万円に、同年3月の標準報酬月額を14万2,000円から22万円に、同年4月及び同年5月の標準報酬月額を14万2,000円から20万円に、同年6月及び同年7月の標準報酬月額を14万2,000円から19万円に、同年8月及び同年9月の標準報酬月額を14万2,000円から20万円に、同年10月の標準報酬月額を13万4,000円から19万円に、同年11月の標準報酬月額を13万4,000円から20万円に、同年12月の標準報酬月額を13万4,000円から17万円に、平成12年1月から同年3月の標準報酬月額を13万4,000円から20万円に、同年4月から同年7月の標準報酬月額を13万4,000円から22万円に、同年8月から平成14年9月の標準報酬月額を15万円から22万円に、同年10月から平成15年8月の標準報酬月額を16万円から22万円に、平成18年9月から平成19年8月までの標準報酬月額を22万円から24万円に訂正する。

平成4年5月、同年6月、同年9月、平成5年3月から同年5月まで、同年9月、平成10年4月から平成15年8月まで及び平成18年9月から平成19年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成4年5月、同年6月、同年9月、平成5年3月から同年5月まで、同年9月、平成10年4月から平成15年8月まで及び平成18年9月から平成19年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成3年6月26日から平成25年9月1日まで

A社の事業主が、社会保険の届出に係る報酬月額を実際の給与額より低額で届出をしていた期間があり、問題解決がされないまま、会社が倒産し、解雇された。所持している給料支払明細書を提出するので、調査の上、請求期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給料支払明細書等によると、請求者が、請求期間のうち、平成4年5月、同年6月、同年9月、平成5年3月から同年5月まで、同年9月、平成10年4月から平成15年8月まで及び平成18年9月から平成19年8月までにおいて、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額を超える標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、平成4年5月は18万円、同年6月は15万円、同年9月、平成5年3月及び同年4月は19万円、同年5月及び同年9月は18万円、平成10年4月から同年8月までは20万円、同年9月は19万円、同年10月及び同年11月は22万円、同年12月は20万円、平成11年1月は22万円、同年2月は20万円、同年3月は22万円、同年4月及び同年5月は20万円、同年6月及び同年7月は19万円、同年8月及び同年9月は20万円、同年10月は19万円、同年11月は20万円、同年12月は17万円、平成12年1月から同年3月までは20万円、同年4月から平成15年8月までは22万円、平成18年9月から平成19年8月までは24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、元事業主は、社会保険事務を適切に行っていなかった時期があり、保険料の納付は、社会保険事務所（当時）から届く納付書に記載された額を納付していたことを認めていることから、請求者から提出された給料支払明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っ

ておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成3年6月から平成4年4月まで、同年7月、同年8月、同年10月から平成5年2月まで、同年6月から同年8月まで、同年10月から平成10年3月まで、平成15年9月から平成18年8月まで及び平成19年9月から平成25年8月までの期間については、請求者から提出された給料支払明細書によると、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることが認められることから、当該期間については、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500130号

厚生局事案番号 : 四国(国)第1600001号

第1 結論

平成3年7月から平成4年6月までの請求期間について、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和46年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年7月から平成4年6月まで

A市役所(現在は、B市役所)から国民年金保険料未納のはがきが届いたことから、平成4年9月頃、母親が同市役所年金課の窓口で、はがきとそれに記載されていた請求期間の11万円ぐらいの保険料を渡し、納付したにもかかわらず、未納になっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の母親は、「平成4年9月頃、A市役所で請求期間の国民年金保険料を納付した。」旨主張しているが、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、C市において平成5年8月頃に払い出されたものと推認でき、それ以前に、請求者に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該払出時点までは、請求期間は、国民年金の未加入期間であり、保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、B市は、「請求者に係る請求期間の国民年金保険料の収納記録は確認できない。」旨回答している。

さらに、請求者に係る請求期間の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500135号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600003号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年5月19日から平成12年6月26日まで
請求期間について、A社にタクシーの運転手として勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者記録が無いので、請求期間の年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社のグループ会社であるB社から提供された、請求者に係る平成10年分、平成11年分及び平成12年分の所得税源泉徴収簿及び給与所得の源泉徴収票の写しによると、請求者が請求期間のうち、平成10年5月23日から同年10月頃までの期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、B社から提供された入退社一覧表によると、請求者が、平成10年10月20日に同社に入社し、平成19年1月25日に同社を退社したことが確認できるとともに、請求者の同社に係る雇用保険の被保険者記録が、平成10年10月26日から平成19年1月25日までの期間において確認できる。

しかしながら、前述の所得税源泉徴収簿及び給与所得の源泉徴収票の写しによると、平成10年5月から平成12年6月までの期間において、厚生年金保険料をA社又はB社の事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、請求期間にA社又はB社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、両社の厚生年金保険の加入の取扱いについて、「従業員全員を加入させていたわけではなく、雇用形態等により加入の取扱いが決まっていた、又は入社後しばらく様子を見てから加入させていた。」旨陳述している。

さらに、C市は、「請求者に係る国民健康保険の被保険者資格取得日は平成元年10月29日、同資格喪失日は平成12年6月21日であり、同資格の喪失理由は社会保険加入である。」旨回答しており、当該資格喪失日は、オンライン記録における請求者のB社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日(平成12年6月20日)と符合して

いる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500112号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600004号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年4月1日から平成15年9月1日まで
年金問題が起こって、ねんきん特別便が発送されることとなった頃に、社長から請求期間に係る報酬月額を本来の給与支給額より低額で届出をしていたことを聞き、そのことにより将来受け取る年金額の不足については、追って、その補償を行ってもらえるという話であったが、具体的な話が無いまま会社が倒産し、社長からは年金事務所で記録の見直し請求を行うよう話があった。調査の上、請求期間について標準報酬月額を見直ししてほしい。

第3 判断の理由

A社において、平成10年4月に厚生年金保険被保険者資格が確認できる請求者を含む29名全員の標準報酬月額は、同月から大幅に減額されていることが確認できるが、複数の同僚から提出された給料支払明細書において当該標準報酬月額を減額すべき事情は見当たらない上、同社の元事業主は、「請求期間当時、会社として、従業員の本来の給与額より低額で報酬月額の届出を行っていた。」旨回答していることから、請求者についても、同月に標準報酬月額を減額すべき事情はなかったと考えるのが自然である。

しかしながら、請求者は、「給料は現金で支給されており、給料支払明細書等、請求期間における給与支給額及び保険料控除額について確認できる資料は残っていない。」旨陳述している上、前述の元事業主は、「従業員の個人情報に係る書類等は、会社の破産開始決定後に全て廃棄したので、請求者の請求期間に係る給与支給額や保険料控除額を確認できる資料は残っていない。」旨陳述している。

また、請求者と同職種であった複数の同僚から提出された給料支払明細書によると、その支給額(合計)は、所定時間外労働時間数等に応じて変動しており、各同僚及び各月の支給額の増減に規則性は見いだせない上、支給額に合わせて保険料控除額も増減していることから、これら同僚の給料支払明細書により請求者の請求期間における給与支給額及び保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関

連資料（源泉徴収票、確定申告書及び所得証明書等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500131号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600007号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和26年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年4月から昭和43年10月まで

年金記録を確認したところ、C市D区(現在は、C市E区)にあったA社に板前として勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。給料から保険料が控除されていたはずなので、調査の上、請求期間を同被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社の事業主の陳述内容及び請求者から提出のあった写真等から、期間の特定はできないものの、請求者がA社に勤務していたことがうかがえる。

一方、請求者に係る住民票によると、請求者は昭和43年8月5日にF県G市の住民となっていることが確認できる上、オンライン記録によると、同年9月5日からは同市に所在する別の事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、請求期間のうち少なくとも同日以降はA社に勤務していないと考えられる。

また、請求者及び事業主の陳述内容によると、A社は飲食店であったと考えられるが、請求期間当時、厚生年金保険法において飲食店等は任意適用事業所とされていたところ、オンライン記録及び適用事業所台帳によると、A社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

さらに、B社の事業主は、「会社として厚生年金保険には加入していなかったし、従業員の給料から厚生年金保険料を控除したことはない。社名を変更した昭和48年頃に厚生年金保険への加入を検討したが、従業員から反対があり、結局加入しなかった。」旨陳述しているところ、オンライン記録によると、当該事業主もA社及びB社に係る厚生年金保険被保険者記録は無く、請求期間は国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500137号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600009号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年4月1日から昭和53年3月1日まで

A社で勤務していた期間において、標準報酬月額が実際に支給されていた給与支給額に比べて低額となっているので、請求期間について標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、「A社で勤務していた期間において、標準報酬月額が実際に支給されていた給与支給額に比べて低額となっている。」旨主張しているものの、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社を合併したB社及び譲渡先であるC社は、「A社に係る資料は残っていない。同社における厚生年金保険関係の届出や厚生年金保険料控除について、どういう取扱いをしていたのか分からない。」旨陳述しており、請求者の請求期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者原票において、請求者と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚83名の同被保険者資格取得時に係る標準報酬月額は、44名が請求者と同額、残りの39名は請求者より低額となっており、請求者の当該資格取得時に係る標準報酬月額に不自然さはない。

さらに、A社において、請求者と同じ部署で勤務していた複数の同僚は、「自分の標準報酬月額は間違っていないと思う。」旨陳述している上、請求者及び当該同僚の標準報酬月額が訂正された形跡は認められない。

加えて、請求者から提出された預金通帳の写しに記載されている昭和53年3月から同年8月までの雇用保険からの振込金額を基に、離職前6か月における1か月当たりの平均賃金額を試算すると、11万8,500円となり、厚生年金保険の被保険者資格

喪失前におけるオンライン記録の標準報酬月額と符合する。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。